

## 第2回 さいたま市住生活基本計画等策定懇話会

日 時	令和2年1月29日(水) 13時30分～15時30分
場 所	さいたま市役所本庁舎 特別会議室
出席者	<p><b>【委員】</b></p> <p>在塚 礼子 埼玉大学名誉教授          稲葉 早苗 特定非営利活動法人マンション生活支援センター          理事長          大石 かおり 大石かおり一級建築士事務所          押尾 圭美 市民公募          多ヶ谷 實 市民公募          水野 克彦 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部          埼玉エリア経営部長          山崎 秀雄 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会          副会長兼常務理事          渡辺 南美 建築士 けんかつ市民講師</p> <p><b>【事務局】</b>          原田(建築部長)  <b>住宅政策課</b>          平野(参事兼課長)、和久津(課長補佐兼住宅整備係長)          小寺(住宅政策係長)、笠井(主査)、古本(主任)  <b>コンサルタント</b>          ランドブレイン株式会社(2名)</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・席次</li> <li>・第1回さいたま市住生活基本計画等策定懇話会主な意見と対応</li> <li>・さいたま市住生活基本計画等策定について</li> <li>・住生活・住環境における課題について</li> <li>・令和2年度住生活基本計画等策定懇話会の日程について</li> </ul>

### 1 開 会

### 2 報 告

### 3 議 事

在塚座長

これより次第に従い、議事を進める。

議事の「住宅事情ついて(追加)」について、事務局より説明をお願いする。

事務局 資料説明  
・住宅事情について（追加）

在塚座長 追加で調査をしていただいて、いくつかの点が新たに報告されたのと、前回の皆様のご意見に対する対応についての説明もあった。それも含めてご質問はいかがか。

水野委員 64 ページにあるインターネット市民意識調査について、調査の条件を教えてください。昨年 11 月に調査されたということでもいいか。調査対象 1,000 人とあるが、調査票を送付した結果、返ってきたのが 1,000 人なのか、どういう構成になっているのかわからなかった。経緯は書かれているが、どのように調査をしたのか。

事務局 広聴課が調査する際に、各課に調査内容の募集をかけており、住宅に関する項目を入れてもらった形である。アンケートの取り方については、あらかじめ対象数を設定して、1,000 人に到達するまで募集をした。

在塚座長 似た内容の調査は見たことがあるように感じたが、このやり方では初めてということか。中身的に気になるところはないか。前回の説明でも全体的には住環境に満足している内容であったが、個々でみるとそれぞれ問題があるということで、新しく情報をいただいた。

多ヶ谷委員 他にご質問いかがか。

多ヶ谷委員 ヒアリング調査で、賃貸住宅の高齢者の需要は特段増加傾向にあるとは思わない、とあるが低所得の方が 1 割近くを占めている。本当に需要は増加傾向にないのか。もう少し数字的に抑えておいたほうがよい。今後どのような対策をしていくのか大きなテーマとなる。障害者や外国人も同じような状況であると思うが、高齢者が一番多いため分析をお願いしたい。

在塚座長 これはたまたまヒアリングに答えた方の意見なのかもしれないが、経験に基づき何かを感じていらっしゃるのだらうと思う。高齢者の需要動向については、資料の中にいろいろ関係するデータが入っているので、最低居住水準未満世帯も多いなど、客観的な形で需要の把握をすべきだと思う。

山崎委員 さいたま市の場合は、高齢になっても持ち家率が高いという特徴があると思うが、私としてもこの辺を客観的に見たいと思う。

山崎委員 高齢者住宅について、自分で生活できなくなると、施設もしくは介護付き住宅に入るという意識がある人が多い。そのため、年をとって新たに物件を探そうという人は少なくなってきているかもしれない。ヒアリング調査をされる側からすると、高齢者の需要が大きければやってくださいよと言うことになるが、貸す立場からすればリスクの多い事業なので、フォローする支援策を作らないと普及していかないと思う。空き家対策について、空き家になってからの対策はあるが、空き家にならないように、空き家になる前に手を打つことが大切。リバースモーゲージ

ジを活用するなど、福祉部門がもっと積極的に入っていくべきと空き家対策委員会では提案している。環境局が窓口だが、連携をとって情報の共有をしてほしい。

URにお聞ききたい。今はそんなことはないのかもしれないが、昔は戸建て分譲住宅のごみ出しの集積場所が路上になっていることが問題になっていた。

水野委員 ニュータウンではごみの集積場所を道路から入ったところに設置している例もある。

山崎委員 条例では決められないので、強制できないのか。

事務局 開発行為に該当すれば協議となるが、該当しなくても5戸以上となれば清掃事務所と協議となる。

在塚座長 上層階に住んでいる高齢者の方が、資源ごみを下に投げないと集積所に持っていけないという問題もあり、集合住宅での高齢化の課題の一つだと思う。他に質問はあるか。

稲葉委員 86ページのマンションの長期修繕計画について、修繕費等が不足している状況では買い手がつきにくいとあるが、管理組合の運営状況を評価するという動きが非常に大きくなっている。

管理適正化法以降、管理組合が保険を使うことが増えてきたが、年数が経っているマンションは、管理状況も関係なく保険料を上げるという状況が出てきた。管理組合の管理がしっかりしているところとそうでないところが一緒くたにされるのはおかしいので、日本マンション管理士会連合会と、日新火災という損害保険会社が協議をして、組合運営の管理状況がよければ、保険料を割引くということを始めた。そのためには、マンション管理適正化診断サービスを受けなければならない。日本マンション管理士会連合会の会員であるマンション管理士のうち、認定マンション管理士がそのマンションに行き書類チェック・ヒアリング等を行い、その点数評価によって、評価のいいところは保険料を安くする。平成27年にスタートして4年になるが、適正化診断サービスを受けた管理組合は1万棟を超えている。

この適正化診断サービスによる管理組合の評価を活用しようという動きが広まっており、今年4月からは、中古住宅情報サイトのライフフルホームズにその評価を載せる取組みが始まる。例えばマンションを売り出したとして、マンションが適正化診断サービスを受けてS評価であり、組合が載せていいですよとなると、マンションの情報サイトの中に適正化診断サービスSと表示できる。

このような動きも出てきて、現在マンション管理業協会でも組合を評価するという仕組みを作っているが、その評価のうち、長期修繕計画に絡む積立金は大事な診断項目になってくる。だからこそ買い手がつきにくいのはこれから徐々に明確になってくるだろうと思われる。

今はまだ積立金が不足していても買う人は買う状況にあるが、こうい

う状況になってくると、この積立金があるかが非常に重要になってくる。不足分を一時金で出すというところがあればいいが、それも基本はまず無理である。やはり、積み立てていないと難しいというところがあるので、評価のことも載せてもらえるとよい。

連合会とライフホームズと提携して取組みを進めており、2月に入ると、A評価以上を取っている管理組合には通知が届く。保険会社からもいろいろなサービスが出てきているが、評価の最終的な狙いは、管理組合に自分たちで動かなきゃいけないんだ、と思っただけのような施策になってくること。さいたま市もマンションが多いのでここに付け加えていただけるとよいと思う。

在塚座長 この後、課題について議論をいただくので、その時にまたご質問と一緒に話をしてもいいかと思う。課題の説明をお願いします。

事務局 資料説明

・住生活・住環境における課題について

在塚座長 課題のたて方、内容についてご意見お願いしたい。

押尾委員

1点目は、住まいの安全性の課題について、住宅の耐震化が主になっているが、さいたま市防災都市づくり計画の重点的課題は、延焼リスクとなっている。ぜひ耐火のことについても触れていただきたい。空き家の話にもつながることだが、密に建物が建ちすぎているので避難する場所がない。災害のシミュレーション結果をみてまちづくりを考えていくと、配置的なものについても検討していく必要があると思う。防災の観点とリンクするような形とする必要があるのではないかと。

2点目は質問である。現行計画の課題の中で、最低居住面積水準を確保していない世帯が15.8%あり、現状の中でも依然として15.4%の最低居住面積水準未達とあるが、これは問題として捉えているのか。単身者で家を持たないという選択をしている人もいて、ミニマムに暮らしたいという考えの人もいる。できるだけ狭く、安くということ価値として生活をしている可能性もあるように思う。ここを今後の建替えでもっと広くしなくてはいけない問題というふうに捉えているが、未婚率も高いという世の中なので、価値観の違いになるのではないかと思う。どちらの狙いか確認したい。

3点目は空き家の課題について、個人的には更地化を進めてほしいと考えている。防災の観点でもそうであるが、価値がある建物といわれて残されてもただのお荷物でしかない。更地が少なく密集しすぎていて、子供が外で遊べる場所も少ない。道路で遊んでいる子供がいて、車を運転していると危ないと感じている。さいたま市では、耐震の建替え時のみ解体工事の助成が出ているが、他の自治体をみると、除却の場合も助成金が出ているところもあるので、そういったインセンティブな取組

みがあってもいいと思う。

4点目は、良好な住環境について、全体的に人が住むということを主眼に書かれているが、87ページの関係者ヒアリングをみると、近年の新しい動きとして、ペットの飼育可のニーズが高いとある。ペットと高齢者の生活はセットになることもあり、今後もペットについて論じていけないと問題が拡大していく可能性がある。動物は地域のコミュニティを作る大事な役割を果たすと思うので、これらが共生していける環境づくりがキーワードとして入っていてもいいと考えている。

5点目は、持続可能な住まいづくりの形成で、ハコをつくってつくりっぱなしではなく、壊しやすい、直しやすい、メンテナンスしやすいという観点が入っているとよいと思う。ゴミが出るということを、次の世代に残していくというのはあまり好ましくないと思っている。存命中の元気なうちに片づける仕組みの方がいいと考える。

在塚座長

たくさんの視点からご意見いただいた。

まずは2ページ目、耐震化に特化されているが、さいたま市でも火災がどれくらい広がっていく等の防災マップはあると思う。

事務局

防災・減災は、安全・安心な住まいづくりとして位置付けていきたいと考えている。

在塚座長

住宅自体と地域としての安全・安心を2つに分ける必要があるかもしれないが、内容として個別の住宅での延焼リスクについても触れていただきたいということである。

他に防災についてご意見はいかがか。

渡辺委員

建築基準法は厳しくなってきた。隣から燃え移るということは昔に比べたらとても少なくなっているの、効果は出ていると思う。

少し広い100坪くらいの家があると、そのままでは若い方は買えないから、3軒に分割して売ることがある。建物が密集しているのは、そういった状況が絡み合っているのでもっと難しい。空き地があるととてもいい、というのは賛成だが、100坪の土地に一戸建てで庭に木を植えたいが、100坪のままでは誰も買えない。

その他に、最近いただいた相談では、協定で街並みがとてもきれいな地区で、一戸が60坪くらいの25年くらい前の分譲住宅があった。植木を伐採して塀にしたいという相談であったが、協定があるので塀にすることはできない。木があったほうが見栄えもいいし、火事の際も多少は役に立つが、ご高齢のご夫妻でメンテナンスができないということだった。広い土地があると、環境、見栄え、住みやすさや居心地、子供の遊び場などよいことも多いが、相反することがたくさん出てきて、いろいろな問題が絡んでいる。

在塚座長

緑については、ここに緑化の話はとりあげていないが、重要なことだと思う。緑化に対して支援するものがあるが、それだけではなく、緑を維

持している方に、植木代を少し補助するなど、もう一步踏み込んでもいいのかもしれない。

事務局 生垣の助成、屋上緑化、壁面緑化の助成がある。道路際に木を3本以上植える場合は助成をしている。

在塚座長 植えるまではいいが、手がかかるので手入れの補助が必要である。

渡辺委員 植木を手入れしてくれる人を知らないかという相談がある。1、2本ならホームセンターでも対応してくれるが、茂っていると対応が難しい。

在塚座長 シルバー人材センターなどもある。

渡辺委員 安くやってもらえるが、日にちがかかったりお茶を出さないといけなかったりと、いろいろな問題が出てくる。逆に庭に木は一切必要ないという考えもある。若い方が住む住宅街で、周りに木が茂っていて、公園があって散歩ができるなど、自分でメンテナンスをしなくても、街の樹木として関わっていくのもいいと思う。個々に任せてしまうと、木も減ってしまう。

在塚座長 防災について、震災が起こった後のことだが、避難所での生活は課題にはならないか。災害が起こった時の学校の避難所等は、ひどい住環境であるが、ここから課題とすることは難しいか。

事務局 災害が起きた場合、初めは学校等が避難所になるが、避難所の生活も大変なので、一番は自宅に戻れるよう復興を目指す。それが難しいときは、応急仮設住宅で建設型と借上げ型の2つがある。

在塚座長 それほどこの担当になるのか。

事務局 建設型は建築部営繕課の担当。建設型は時間が通常2、3か月かかる。一番速やかな支援としては、借上げ型で民間賃貸住宅を借り上げ、そこに住んでもらう。避難所の方をできるだけ早急に借上げ型の民間住宅に住めるような体制を整えていっているところである。

在塚座長 あらかじめそのような計画があるところとないところでは、発災後の対応が全然違う。

山崎委員 東日本大震災の時は、当時の知事が2,500人をスーパーアリーナに引き受けて避難所の対応をしたが、一部残った方は片柳コミュニティセンターに入ってもらって、最終的に市営住宅、県営住宅、国の公務員住宅にも受け入れてもらった。円滑な復興の中に、そういったストックを用意しておくなど、そういった準備も必要だということが入っているのもいいと思う。現時点でもいくつかは確保しているのか。

事務局 公営住宅法では、あらかじめそのために取っておくという仕組みはないが、建替え予定の住宅では募集を停止していたりするので、そういう住宅を活用していくことを考えている。

水野委員 昨年10月の台風19号では、坂戸市に被害がありUR賃貸住宅を提供している。東日本大震災のときにも受け入れをしており、さいたま市と連携してやっていっている。

上尾市では、団地ごとの地域防災計画がある。避難所に行くのが不可能

なところがたくさんあると思うので、自宅で過ごせるようにするにはどうすればよいのか、そういうところを地区単位で考えるというようなことを、ソフトの部分で書いてもいいのかと思う。

在塚座長

こういう内容については、第3回以降となり今日は課題の整理であるがつい踏み込んでしまう。

2番目にご指摘いただいた、最低居住面積水準未滿について、ここでは問題として書かれているが、住まいのニーズが多様化している今、必ずしも小さな住宅が単純に問題とはならないのではという指摘だった。これについてご意見はあるか。そういう面もあるが、狭い住宅で問題を抱えた方がいることも事実なので、課題としたうえでその辺のことについても視点を増やすことでよいか。

3番目、空き家の活用といったときに、更地にすることも活用であるという、先ほどの防災の観点も含めたご意見だった。地区ごとにも違う課題を抱えていると思う。除去にも支援をということだが、現状で制度はないのか。もう少し支援することでより更地化がうまく進むのではないかという指摘であった。また安心R住宅とはどういうことか。

事務局

現状は除去だけの支援はない。安心R住宅については、資料を用意している。安心R住宅は国交省が始めた制度で、中古住宅だと品質や今までの状況がわからない等の不安があったため、品質が良く安心して購入できる住宅として、一定のインスペクションやリフォームの情報をクリアした住宅を、安心R住宅というマークをつけて推奨している。これがあることによって、今までのリフォームの状況やインスペクションをやっているかなどの状況がわかって、消費者が安心して購入できるということを国交省が進めている。

在塚座長

4番目、ペットとの共生が生活を豊かにするだけでなく、散歩をしている中で近隣関係が育まれる等、いろいろな面もあり、そういった視点も入れてはどうかという意見があった。

稲葉委員

同じことを思っている。私は子育てもひと段落して、今はペット可の賃貸の戸建てに住んでいるが、一昨年からペットを飼い始めた。子供が保育園に行っていたときは、子どもの名前で〇〇ちゃんママと呼ばれていたが、今は犬の名前で□□ちゃんママと呼ばれて、地域の方とのコミュニティに役にたっている。引っ越してから近所のことは知らなかったが、散歩を始めるとかなり広範囲の方々と話をするようになっており、ペットは重要だと思う。

最近の新築マンションはほとんどペット飼育可で、初めからそういった仕様で作られている。足の洗い場もあれば、エレベーターもペット可の標示があるというところもある。一方、昔はペット禁止というところが多かったので、その禁止しているマンションでペットを飼いたいという人がいる場合が問題になっている。どうしても飼いたいという人が黙って飼うパターンと、ルールを作って飼うパターンがあるが、ほと

んどが黙って飼っている。そうすると、管理組合は禁止なのに飼っている家に対して、禁止だから出て行けとは言えない。同じ屋根の下に住んでいて、売主がペット可と言っていたと言われてしまうとそれでへこんでしまい、それを放っておくとどんどんペット飼育者が増えていく。ペット禁止のマンションで、ペット可か一代限り可にしようとする、区分所有者の4分の3以上の同意を得ないといけない。ペットと共に共生していくという広い心で、ペットを飼育していない方にアピールしていかないと、賛同を得られない。管理規約にペット飼育可を入れるために区分所有者の4分の3以上の同意が必要であり、それを得られないと禁止せざるを得ない。禁止ということになると、理事会にもものすごく心理的、精神的な負担が出てくる。

もう一つは、自分が賃貸住宅をさがすときに、ペット飼育可の物件が少ないと感じた。一方では、保護された犬猫をNPO団体が引き取って引き渡すという取り組みをやっているが、引き取ろうにもそれができる住宅が少ない。ペット飼育可にすると、住環境のマナーを守らないといけないなどいろいろな障害はあるけれども、住環境においてペットはかなり大きな比率を占めると思う。

さいたま市でもドッグランは近くにない。うちではつくばや秩父の方へ車で休日に行くような状況で、犬を飼っている人は多く、公園はあるけれども、そこにドッグランはない。一部にはあるが、ここは何かしら組み込んでいった方がいいと思う。ペットを苦手な方もいるが、重要だと思ふ。

水野委員

URではあらかじめペット可に設定をしているところがあるので、そこには住み替える方はいる。途中でペット可に変えるのは非常に困難。やはり契約時はペット禁止としているので、1人でも反対する方がいるとペットを可にすることは基本的にはできない。そこは今の契約が優先される。いくつかトライして途中でペット可になったところは実際あるが、そこは入居者に理解していただいたのと、住民のグループを作って管理することができたため。

稲葉委員

ペットクラブのことだと思うが、ペットクラブは自治会と一緒に、よほどリーダーシップを取る方がいない限り、作ってもなかなか機能しないことが多い。リーダーシップをとらないけどペットを飼いたいという方がほとんどなので、禁止のところを可にするのは難しい。ペットを飼いたい方は、ペット可にした方が価値は上がると思うが、嫌な方にとっては価値がない。集合住宅は本当に厳しいと思う。ペット飼育できる住宅であればいいと思うが、今まで禁止のところをペット可に持っていくのは難しいと思う。ただ、賃貸の戸建てであれば、オーナーにいろいろ考えていただくといいと思っている。私が住んでいる地域（高鼻町）では、旭化成がいろいろ新築を建てているが、割と敷地が広い。高齢者が多く、住宅も古いもの多くて、そこを建て替えて、1階2階が



賃貸、3階にオーナーが住むような住宅がいくつかある。それは全部ペット飼育可で、そのオーナーに伺ったところ、ペットを可にすると入居が決まるのが早いということである。

在塚座長

それでは、ペットも入れるということで検討していただき、最後の持続可能について、長く使い続けることが必ずしもいいとは限らないという視点での指摘だったが、いかがか。

稲葉委員

持続可能な住まいづくりの形成で、マンションで言うと、建替え、敷地売却だけではなく、リファイニングといって、建替えはしない方法もある。青木茂先生のリファイニングのセミナーをさいたま市ではやったことないか。敷地売却については6月くらいに法律が変わるので、もっとやりやすくなると思う。今の建物を生かし、あともう30年、50年使う、というような方法も選択肢の一つとして入れていただいてもいいと思う。

在塚座長

はじめから住まいを長寿命のスケルトン（骨組み）とインフィル（設備や仕上げ材）に分けて建てるという方法もあるし、既存の建物についても可能であれば活用する、というのが基本ではないか。

多ヶ谷委員

4ページの現状で、住宅セーフティネットの中核をなす市営住宅という表現があるが、全くその通りで、特に高齢者の入居が多く、ニーズが高い。民間賃貸住宅よりも造りがしっかりしていて、家賃がとても安い。そのため、どこの市でも単身高齢者向けの市営住宅の応募倍率は数十倍である。次期計画で是非お願いしたいのは、市営住宅の計画的な建替えの際に、単身高齢者向けの住宅を大量につくっていただくことが住民のニーズにあっている。県内では唯一、川口市が去年3月に50戸の単身高齢者住宅を建てた。それでも倍率は4倍近くだった。今までの公営住宅は複数家族向けの間取りになっていて、すぐに壊せないのずっとその間取りできている。リフォームというとそれを踏襲するリフォームが多い。単身高齢者向けだと4階5階というわけにはいかないし、エレベーターの設置費用がかかったり、いろいろ問題があるが、単身高齢者のニーズが多いのは事実である。民間住宅の空き家もあるが、不動産屋や大家は、孤独死されるなら空き家のままのほうが多いという意見が多い。それをなんとかするのが住宅セーフティネットの精神であり、居住支援協議会で仕組みをつくらないといけないのだが、それ以前の問題として、市営住宅でさいたま市としての建替えの方針を示していただきたい。

在塚座長

建替えでなくてもプランを変えてできることもある。

他に指摘しておくことがあるか。

山崎委員

空き家の更地化の話があった。環境創造政策課では、空き家等適正管理に関する条例を作って、近隣からの相談や苦情がきたら、現地調査をして、所有者を調査して、指導、勧告、それでもやらなければ命令、最後は氏名の公表となる仕組みを作った。改善の実績をあげていて、写真を

見せてもらったが、危ないような家が何回か行って勧告しているうちに更地になったという例が出てきている。課題には必要と書いてあるが、すでに取り組んでいるので、書き方を変えたほうがいい。縦割りではなく、情報を共有してほしい。

在塚座長  
押尾委員

こちらの空き家に関するデータが伝わっていない。

見るからに危ない建物もそうであるが、そうなる前に家として転売するというのではなく更地化して地域のものにするか、もしくは更地化してまた新しいものを建てる、資源として活用する選択肢があると思う。ただ、建物があったほうが、税率が抑えられるからそのままにしているという状況であるなら、昔の制度のままである。もう一度戻って今の状況に合ったものにしていくほうがいいのではないかと思った。

渡辺委員

住んでいるところの近くに、昔は空き地があったので子供がよく遊んでいたが、今はマンションが建った。事実かわからないが、その場所は市が借りていたという話も聞いたことがあり、マンションができたことによって、遊び場がなくなってしまった。

私も実家のことを考えると、親が守ってきたから売りたいくないという思いと、建物を残しておかないと税金も高くなるという思いと、この先私が歳を取ったらどうしようかという思いもある。少し広いので、市で借り受けていただいて、空き地として子供の遊び場にできないものか。そういった活用に補助していただけると良い。場所がいいと税金が大変であり、広い場所になるとマンションが建ってしまう。

山崎委員

空いている市有地などを地域で使っているという了解をとると、市がお金を出して使えるようにできる事業がある。ただ、使うことが決まったときは返すことが条件としてある。

在塚座長  
事務局  
大石委員

なんという事業か。

多目的広場という制度で、一定の広さがあれば対象となる。

前回の主な意見と対応について、子育て支援に対しては、さいたま子ども・青少年のびのび希望プランに基づき総合的な施策の展開を図っていますとあり、高齢者に対しては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアの構築を進めていますとある。高齢者は24時間地域全体でケアしましょうという書き方だが、子育て支援については、一旦家を出て保育園なり幼稚園なりに行った先でのケアは手厚く書いてあったが、その前段階となる住まいの状況についてのサポートに関するコメントが少なかった。母子家庭に対して少し書かれていただけで、子育て世代に対して住まいをどうしたらいいか、相談できる窓口がどこなのかというのは無かったように思えた。子育て世代から相談いただくのは、結局どこに何があるのかわからないということが一番多い。若い方はどこに相談に行けばいいのかわからない方が多くて、就職氷河期だということもあって、仕事探しもしな

ければいけない。幼稚園、保育園などの預け先も探さなければいけない。住まいも、両親と同居するわけではなく、自分たちで探さなければいけない。そうした経験がなく、自分で探さなければいけないような世代のために、安心R住宅や空き家の斡旋をしてくれるところがあるのなら、それをアピールする窓口がもう少し行政側にあってもよいと思う。

在塚座長 空き家についてはワンストップ窓口ができたようだが、個別にそういった窓口がある。大阪市にはすべての住まいの情報兼相談の立派なセンターがあり、そこにいくといろいろなことがわかる。関西のほうがそういったところが進んでいるようである。住まいに関する制度の情報や相談先はたくさんあるが、そのことをきちんと伝えてもらえる窓口が欲しい。

大石委員 前回いただいた住宅ガイドの冊子もわかりやすくいいものだと思うが、市役所のどこに置いてあるのか。子育て世代が目につくところにあってもよいと思うので、もっと宣伝していただいてもよいと思う。

事務局 区役所の情報公開コーナーにおいているが、区によって目立つところに置いてあったり、配置はバラつきがある。子育て世代向けに各区に支援課もあるので、そこに置いてもらうことは考えられる。

在塚座長 情報公開コーナーに子育て世帯の方がいく機会はあるのか。区役所に置いてあるが、なかなかそれを目にするところがあるのか。

山崎委員 それを置いてあること自体が知らないと思う。

在塚座長 そのあたりのことも充実させるというのを課題として入れていきたいと思う。

多ヶ谷委員 子育て世代に限らず、あらゆる方にとって、住宅に困った方が住宅の相談をできる行政の窓口がない。さいたま市に限らず、全県下そうなっている。それ自体が大きな課題ではないかを思っている。居住支援協議会でそういった相談窓口ができたらいいいという願いがある。それが行政上の大きな課題だということを、皆さんご理解いただきたい。

在塚座長 住生活なので単なる住宅だけのことではない。それに関わる相談がそこに行けばいろいろできるといったことも課題として今後活かしていきたいと思う。

いろいろな意見をいただいたが、時間となったので、今日はありがとうございました。

#### 4 事務連絡

第3回懇話会開催候補：令和2年5月27日（水）・5月29日（金）・6月2日（火）

第4回懇話会開催候補：令和2年8月25日（火）・8月26日（水）・8月28日（金）

## 5 閉会